

ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領

	婦青第 7 9 2 号平成	2 年	10 月	25 日
第 1 次改正	女児第 1 2 3 9 号平成	3 年	12 月	21 日
第 2 次改正	女児第 4 7 0 号平成	5 年	7 月	7 日
第 3 次改正	女児第 1 5 6 6 号平成	7 年	3 月	31 日
第 4 次改正	女児第 8 6 6 号平成	7 年	9 月	29 日
第 5 次改正	児第 6 3 9 号平成	9 年	8 月	26 日
第 6 次改正	児第 8 0 7 号平成	9 年	10 月	20 日
第 7 次改正	児第 5 3 9 号平成	10 年	7 月	16 日
第 8 次改正	児第 7 0 4 号平成	12 年	9 月	25 日
第 9 次改正	児第 1 0 6 9 号平成	12 年	12 月	28 日
第 10 次改正	児第 1 1 2 4 号平成	14 年	2 月	1 日
第 11 次改正	児第 4 4 5 号平成	14 年	7 月	26 日
第 12 次改正	児第 6 5 4 号平成	14 年	9 月	30 日
第 13 次改正	児第 1 2 5 9 号平成	15 年	3 月	31 日
第 14 次改正	児第 3 5 5 号平成	15 年	6 月	30 日
第 15 次改正	児第 1 6 4 号平成	17 年	5 月	16 日
第 16 次改正	児第 6 3 5 号平成	18 年	11 月	15 日
第 17 次改正	児第 9 5 号平成	19 年	4 月	1 日
第 18 次改正	児第 9 3 1 号平成	20 年	3 月	31 日
第 19 次改正	児第 1 1 9 1 号平成	22 年	3 月	30 日
第 20 次改正	児第 9 3 1 号平成	22 年	12 月	22 日
第 21 次改正	児第 9 5 6 号平成	24 年	11 月	27 日
第 22 次改正	児第 1 3 4 3 号平成	25 年	2 月	26 日
第 23 次改正	児第 9 6 2 号平成	25 年	12 月	26 日
第 24 次改正	児第 6 5 2 号平成	29 年	2 月	13 日
第 25 次改正	児第 7 1 5 号平成	30 年	3 月	16 日
第 26 次改正	児第 3 0 6 号平成	30 年	8 月	21 日
第 27 次改正	児第 6 5 6 号平成	31 年	3 月	5 日
第 28 次改正	子第 4 7 4 号令和	3 年	7 月	16 日
第 29 次改正	こ第 4 6 2 号令和	6 年	7 月	23 日
第 30 次改正	こ第 5 4 5 号令和	6 年	8 月	7 日
第 31 次改正	こ第 1 2 3 4 号令和	7 年	2 月	25 日
第 32 次改正	こ第 1 9 0 号令和	7 年	5 月	23 日

(目 的)

第 1 条 ひとり親家庭等医療費助成事業（以下「事業」という。）は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行い、もってひ

とり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この要領において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

3 この要領において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（父母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者並びに父又は母及びその配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）されている者を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（それぞれ母又は父の申立により発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

4 この要領において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童

(2) 前項各号のいずれかに該当する児童であって、父母が監護しないもの

- 5 この要領にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、市町村とする。

- 2 市町村は、事業の効果的な実施を図るため、関係機関、関係団体等の協力を得るものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、当該市町村に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する第2条第4項各号のいずれかに該当する児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象者としなない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置を受けている者
 - (3) 重度心身障害者医療費助成事業実施要領(平成14年5月16日付け障第145号新潟県福祉保健部長通知)により市町村が重度心身障害者医療費助成事業に関して制定している条例又は規則に基づき医療費の助成を受けることができる者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに養育者及び養育者の養育する児童は、事業の対象者としなない。
- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次の各号のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から9月までの医療その他の療養を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき、及び次の各号のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第6項に規定する額以上であるとき。
 - ア 第2条第3項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は

母がないもの

イ 第2条第3項第7号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第3項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第2条第3項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が、施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるとき。

4 第3項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の9月30日までの医療その他の療養については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しない。

(受給者証の交付)

第5条 この要領に基づき医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(別記第1号様式)により、住所地の市町村長に受給者証(別記第2号様式)の交付を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請に基づき審査した結果、申請者が事業の対象者であると認めるときは、申請者に速やかに受給者証を交付するとともに、ひとり親家庭等医療費受給者台帳(別記第3号様式。以下「交付台帳」という。)に記入するものとする。

3 市町村長は、第1項の申請に基づき審査した結果、申請者が事業の対象者でないとき認めるときは、申請者にひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、10月1日から翌年の9月30日まで(最

初に交付される受給者証にあっては、その交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する9月30日まで)とする。ただし、市町村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 第4条に規定する事業の対象者としての要件を欠くに至った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生の日の属する月の末日までとする。ただし、市町村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(受給者証の更新申請)

第7条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書(別記第1号様式)を市町村長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第5号様式)を市町村長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による申請があったときは、交付台帳により受給資格を確認した上、受給者証を再交付するものとする。

(助成の範囲)

第9条 市町村長は、次の各号に掲げる額(以下「ひとり親家庭医療費」という。)を助成するものとする。

- (1) 受給者の医療保険各法に規定する療養又は指定訪問看護に要する費用の額(健康保険法第76条第2項及び第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額。以下「対象医療費」という。)から保険給付、他法負担及び次のア、イ、ウ又はエに規定する一部負担金以下「一部負担金」という。)を控除した額。

ア 医療保険各法の規定による診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(イに掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合は、病院、診療所等(医療保険各法に規定する薬局を除く。また、同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は診療ごとに別な医療機関とみなす。)ごとに1日につき530円とする。

イ 同月中に同一の保険医療機関等において前記アに掲げる給付を5回以上受けるときは、前記アの規定にかかわらず、5回目以降の前記アの一部負担金額は、0円とする。ただし、月の初回から4回目まで当該受診日の自己負担額が530円に満たない場合は当該自

己負担額を限度とする。

ウ 医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、病院又は診療所ごとに1日につき1,200円とする。

エ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合は、指定訪問看護業者ごとに1日につき250円とする。

- (2) 医療保険各法の規定するところにより交付される食事療養に係る標準負担額減額認定証（以下「標準負担額減額認定証」という。）又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）の交付を受けている受給者が、前号ウに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る標準負担額（健康保険法第85条第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額。）。
- (3) 標準負担額減額認定証又は減額認定証の交付を受けている受給者が、第1号ウに掲げる療養と併せて受ける生活療養に係る標準負担額（健康保険法第85条の2第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額。）。ただし、別表に定める額とする。

（助成の方法）

第10条 市町村長は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である受給者に対するひとり親家庭医療費の助成を次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 受給者が、医療保険各法の規定において保険医療を行うこととされている病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において療養の給付、食事療養及び指定訪問看護を受ける場合
- ア 受給者は、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて療養の給付を受ける際、保険医療機関等ごとに受給者証を提示しなければならない。
- イ 保険医療機関等（薬局を除く。）について食事療養を受けようとする受給者は、アにおいて提示すべきもののほか、標準負担額減額認定証又は減額認定証を当該保険医療機関等に提示しなければならない。
- ウ 受給者は、療養の給付を受けた保険医療機関等（薬局を除く。）

に対して一部負担金を支払うものとする。この場合において、前条に掲げる療養の給付を受けるときは、当該一部負担金の例によるものとする。

エ 市町村長は、当該受給者が療養の給付、食事療養及び指定訪問看護を受けた保険医療機関等（食事療養を受けた場合においては薬局を除く。）に対し、ひとり親家庭医療費を支払うものとする。

(2) 施術等を受ける場合又は保険医療機関等（薬局は除く。）において生活療養を受ける場合

ア 施術等を受けようとする受給者は、はり、きゅう等の施術を行う者その他の者（以下「施術者等」という。）に、受給者証及びひとり親家庭等医療費助成申請書（別記第6号様式。以下「医療費助成申請書」という。）を提示して自己負担に係る医療費を支払わなければならない。ただし、市町村と協定等を締結している施術者等の施術を受け、当該施術者等にひとり親家庭医療費の助成金の受領を委任する場合は、医療費助成申請書に代えて県単医療費助成申請書（別記第6号様式の2又は3）を提示するものとする。

イ 生活療養を受けようとする受給者は、受給者証及び標準負担額減額認定証又は減額認定証を当該保険医療機関等（薬局は除く。）に提示し、かつ県親医療費助成申請書（入院時生活療養費用）（別記第6号様式の4）を提出しなければならない。

ウ 施術者等又は保険医療機関等（薬局は除く。）は、前記ア又はイにより提示された医療費助成申請書、県単医療費助成申請書又は県親医療費助成申請書に必要事項を記載し、これを受給者に交付するものとする。ただし、医療費助成申請書及び県親医療費助成申請書（入院時生活療養費用）の記載は必要な事項を確認することができる領収書等を添付することにより省略することができる。

エ 受給者は、施術者等に支払った自己負担に係る医療費について助成を受けようとするときは、ウの規定により交付を受けた医療費助成申請書、県単医療費助成申請書又は県親医療費助成申請書により市町村長に申請しなければならない。

（償還払いに係るひとり親家庭医療費の支給）

第11条 市町村長は、前条第1項第2号に定める方法により助成する場合において、医療費助成申請書、県単医療費助成申請書又は県親医療費助成申請書を受理したときは、ひとり親家庭医療費支給内訳書（別記第7号様式）に申請内容を記載の上助成額を決定し、速やかにひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記第8号様式）により受給者に通知し、支給しなければならない。ただし、前条第1項第2号のアのただし書きに

より助成する場合は、受給者への通知を省略することができるものとする。

(審査及び支払事務の委託)

第 12 条 市町村長は、第 10 条第 1 項第 1 号に定める方法により助成する場合におけるひとり親家庭医療費の審査及び支払に関する事務を新潟県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金新潟支部に委託することができる。

(変更の届出)

第 13 条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、市町村長にひとり親家庭等医療費受給者変更届（別記第 9 号様式）に受給者証を添えて速やかに届け出なければならない。

- (1) 氏名又は当該市町村内における住所を変更したとき。
- (2) 医療保険の種類又は加入医療保険資格情報が分かる書類、標準負担額減額認定証若しくは減額認定証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給者証に記載された受給者のうち一部の者が第 4 条に規定する事業の対象者としての要件を欠くに至ったとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童を有するに至ったとき。

(第三者行為による損害)

第 14 条 受給者は、第三者の行為を原因とする疾病又は負傷について医療その他の療養を受けた場合は、市町村長にひとり親家庭等医療費受給者被害届（別記第 10 号様式。以下「受給者被害届」という。）に受給者証を添えて届け出なければならない。

- 2 市町村長は、受給者被害届を受理した場合は、事実関係を調査し、受給者が損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部の助成を行わず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(資格喪失の届出)

第 15 条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、市町村長にひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記第 11 号様式）に受給者証を添えて届け出なければならない。

- (1) 他の市町村に転出したとき。
 - (2) 受給者証に記載されたすべての受給者が第 4 条に規定する事業の対象者としての要件を欠くに至ったとき。
- 2 ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者が死亡した場合における前項の規定による届出は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条第 1

項の規定による届出義務者が行うものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 16 条 受給者は、ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 17 条 市町村長は、虚偽その他不正な行為により、ひとり親家庭医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の交付)

第 18 条 県は、事業の実施に要する経費に対し、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(その他)

第 19 条 市町村長は、事業の実施に必要な簿冊を整備するとともに、経理状況を明確にしておかなければならない。

2 市町村長は、この要領により難しい事情が生じた場合は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条第 1 号中「老人保健法第 28 条第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 6 項」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 89 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により読み替えられた老人保健法第 28 条第 1 項第 1 号並びに老人保健法第 28 条第 5 項及び第 6 項」と、第 9 条第 2 号中「老人保健法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 項」とあるのは「改正法附則第 5 条の規定により読み替えられた老人保健法第 28 条第 1 項第 2 号及び老人保健法第 28 条第 3 項」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第 2 号様式による受給者証とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成5年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に交付されている国民健康保険加入者用の受給者証は、当該受給者証に記載された有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式による受給者証とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における医療保険各法に規定する看護の療養については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。
- 3 この要領の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式による受給者証とみなす。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 6歳以上の受給者についての第9条第1項第1号及び第10条第1項第1号エの規定の適用に関しては、平成9年9月1日から平成9年10月31日までの間においては、第9条第1項第1号中「老人保健法第28条第1項第1号、第10項及び第11項」とあるのは「老人保健法第28条第1項第1号、第2項から第5項、第10項及び第11項」と、第10条第1項第1号エ中「保険医療機関等（薬局を除く。）」とあるのは「保険医療機関等」とする。
- 3 この要領の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式による受給者証とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成9年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式による受給者証とみなす。

附 則

この要領は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に交付されている受給者証は、当分の間、改正後の別記第 2 号様式による受給者証とみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に保有する改正前の別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 5 号様式、別記第 7 号様式及び別記第 12 号様式から別記第 14 号様式までの様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分及び「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める部分に限る。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に保有する改正前の別記第 1 号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に交付されている受給者証は、当分の間、改正後の別記第 2 号様式による受給者証とみなす。
- 4 この要領の施行の際、現に保有する改正前の別記第 6 号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別記第 8 号様式については、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている別記第 8 号様式は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある改正前の別記第 8 号様式は、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定により受給者証の交付を受けようとする場合は、平成 14 年 9 月 1 日から適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に保有する改正前の別記第 2 号様式は、当分の間、これを使用することができるものとする。
- 3 この要領の施行の際現に交付されている改正前の別記第 6 号様式及

び第7号様式の2については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際現にある改正前の別記第6号様式、第7号様式及び第8号様式の用紙については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この要領施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間、これを使用することが出来るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現にある改正前の様式については、第2号様式(その3)を除き、当分の間これを使用することが出来るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行日において「子どもの医療費助成事業実施要領(平成8年6月3日付け健第336号新潟県福祉保健部長通知)」附則2の但し書きにより乳児の医療費助成事業の対象者とみなされた者が保護する者は第4条第1項の規定にかかわらず、事業の対象としない。

- 3 この要領施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間、これを使用することが出来るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 11 月 27 日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条第 3 項第 6 号の規定により対象者となる場合及び第 5 条の規定により受給者証の交付を受けようとする場合は、平成 24 年 9 月 1 日から適用するものとする。
- 2 この要領施行の際、第 2 条第 3 項第 6 号の規定により新たに第 4 条に定める要件に該当することとなった児童を施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成 24 年 12 月 31 日までの間に第 5 条の規定による受給者証の交付の申請をしたときは、その者に交付する受給者証の有効期間は第 6 条第 1 項に関わらず平成 24 年 10 月 1 日又は要件に該当することとなった翌月の初日のいずれか遅い日からとする。
- 3 この要領施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間、これを使用することが出来るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 2 月 13 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 3 月 16 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この要領施行の際、現にある改正前の別記第 6 号の 3 様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 8 月 21 日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

- 2 この要領施行の際、現にある改正前の別記第1号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月16日から施行する。(一部令和3年4月1日から適用)
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の別記第1号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月23日から施行し、令和6年6月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の別記第6号様式の4については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の別記第1号様式、第2号様式及び第9号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。(一部令和6年4月1日及び令和6年11月1日から適用)
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の別記第2号様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前の別記第6号様式の4については、当分の間、これを使用することができるものとする。